

自由研削といし取替え等の業務に係る特別教育のご案内

一般社団法人栃木労働基準協会

このたび、当協会では、労働安全衛生法第59条第3項の規定に基づく標記の特別教育（学科教育のみ）を、下記の要領により開催いたします。

つきましては、定員制をとっておりますので、受講ご希望の事業主の皆様は、お早めにお申し込みくださるようご案内申し上げます。

なお、この特別教育は、今回の学科教育のほか、各事業場で自由研削といし取付け方法及び試運転の方法について、2時間以上実施していただく実技教育を併せて実施しませんと、特別教育の全課程を修了したものとは認められませんので、念のため申し添えます。

記

1. 日 時 令和5年12月8日（金）
午後1時～午後5時10分（受付開始12時45分）
2. 場 所 栃木商工会議所（栃木市片柳町2-1-46 TEL 0282-23-3131）
3. 受講料 6,820円（非会員事業場 7,920円）（税込み）
内訳 受講料 5,500円・テキスト代 1,320円
* 当協会の会員以外の方には、会員外手数料¥1,100が加算されます。
* 受講料は講習終了後請求書をお渡しますので、お振込をお願いします。
* キャンセルの場合は、必ず協会にご連絡ください。
4. 申込締切 令和5年12月1日（金）
定 員 40名（定員になり次第締切りいたします。）
5. 申込先 一般社団法人栃木労働基準協会
〒328-0075 栃木市沼和田町20-25 Tel0282-24-7758・Fax0282-25-3268
Email : tochikikyo@tochikikyo.or.jp
* FAX 又は Email 等でお申込みいただければ、受講票を送付いたします。
6. その他 ①修了証用の写真を当日撮影致します。
② 全科目を受講された方には、修了証を交付いたします。
③ 車でお越しの際は、会館の道路を挟んだ北側駐車場をご利用下さい。
④ 受付開始時間前の会場への入場はご遠慮ください。

【実技教育実施についての注意事項】

この特別教育では、それぞれの事業場において、次の科目について記載時間以上の実技教育を行わなければならないこととなっています。

| 実技科目 | 実技時間 |
|---------------------------|------|
| 自由研削といし取付け方法及び試運転の方法について、 | 2時間 |

* 学科講習終了後に、「実技教育実施記録簿」をお渡ししますので、事業場での実技教育修了後、当協会にご提出ください。確認後、修了証を発行致します。

なお、実技教育の講師には既にこの特別教育を修了し業務に従事している者、研削といし特別教育インストラクター（中災防資格）又は、若しくはメーカーの技術者等が該当します。

**自由研削といし取替え等の業務に係る特別教育
受講申込書**

(令和5年12月8日)

| | | |
|---------------------------------|--|----------|
| 事業場名 | | |
| 所在地 | 〒(-) Tel (- -) Fax(- -) | |
| 担当者職氏名 | | |
| 受付No. <small>(事務記入欄)</small> | 受講者氏名 | 生年月日(西暦) |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 備考 | | |

上記のとおり受講を申し込みます

令和 年 月 日

一般社団法人 栃木労働基準協会長 殿

※ この申込書をご記入の上、当協会にFAX等にてお申し込みください。

※ 請求書は講習終了後お渡しいたします。なお、当日、現金でのお支払いはご遠慮ください。

※ 申込書記載の個人情報は、個人情報法に留意し、受付簿・修了証作成のみに、使用管理します。

FAX : 0282-25-3268

Eメール : tochikikyo@tochikikyo.or.jp